

令和 2 年 3 月 1 2 日

総合政策局運輸審議会審理室

「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）に係る特定地域の指定の期限の延長（南多摩交通圏）」に関する答申について

令和 2 年 1 月 2 8 日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、審議の結果、特定地域の指定の期限を延長することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しました（事案の内容、答申結果等は別紙のとおりです）。

特定地域とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法第 3 条に基づき、特定の地域においてタクシーが供給過剰であると認められる場合であって、供給輸送力の削減をしなければ、地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難になるとして、国土交通大臣が指定する地域です。

運輸審議会は国家行政組織法第 8 条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

当該事案については今後、国土交通大臣が運輸審議会の答申内容等を踏まえて処分を行う見込みです。

審議における配付資料及び議事概要は以下の URL で公表しています。

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]
総合政策局運輸審議会審理室 大沢、青木
(直通) 03-5253-8810、(FAX) 03-5253-1676

[特定地域の指定の期限の延長に関する問合せ先]
自動車局旅客課 齋藤、小嶋、大嶋
(代表) 03-5253-8111 (内線 41242)
(直通) 03-5253-8569、(FAX) 03-5253-1636

【事案の種類】 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長

事案番号	延長する地域	期間	運輸審議会 答申
令2 第5001号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「南多摩交通圏」	令和元年7月1日から 令和4年6月30日まで	延長することが 適当

国 運 審 第 3 9 号
令和 2 年 3 月 1 2 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

令 2 第 5 0 0 1 号

令和 2 年 1 月 2 8 日付国自旅第 2 4 5 号をもって諮問された上記の事
案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、南多摩交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「南多摩交通圏」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって令和元年7月1日から令和4年6月30日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、南多摩交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成28年6月16日に、南多摩交通圏を平成28年7月1日から令和元年6月30日までの間、特定地域として指定した。

特定地域に指定された後、南多摩交通圏においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成29年3月29日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下

同じ。)を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化(供給輸送力の削減)及び活性化に取り組み始めた。

南多摩交通圏は、平成29年度の輸送実績等によれば、事業環境の改善の兆しが認められたが、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、タクシー事業の適正化及び活性化の取組(以下「取組」という。)の実施により事業環境が改善したかどうかについて判断することが困難であることから、国土交通大臣は、指定から3年後の年度において明らかになる輸送実績等を踏まえ、事業環境が改善したかどうかについてより確実に判断できるよう、令和元年7月1日から令和2年3月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長した。

しかし、平成30年度の輸送実績等によれば、取組の実施により南多摩交通圏の事業環境が改善されたとは認められず、国土交通大臣は、取組を今後も安定的に継続して実施することが必要であると考え、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって令和元年7月1日から令和4年6月30日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)までの基準(以下「指定基準」という。)に該当しない場合は、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度末日まで指定を延長し、さらに、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等に基づき、指定基準に該当する場合は、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって、3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長することとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
 - (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
 - (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
 - (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
 - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
 - (6) 当該営業区域における協議会の同意があること。
3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。
- 南多摩交通圏は、所管局によると、協議会において平成29年3月29日に特定地域計画が議決されており、かつ、次のとおり上記2.

の【指定基準】のいずれにも該当している。

(1) 平成30年度の実働実車率は36.5%であり、平成13年度と比較して19.7%減少している。

(2) 平成30年度の赤字事業者車両数シェアが61.4%と1/2以上である。

(3) 人口が約57万人の営業区域である。

(4) 平成30年度の総実車キロが33,400,475キロであり前年度と比較して2.3%減少している。

(5) 平成30年度の日車營收が42,000円であり、平成13年度と比較して7.5%減少している。また、平成30年度の日車実車キロが98.5キロであり、平成13年度と比較して15.4%減少している。

また、事故発生件数の直近5年間の平均値が8.394件/100万キロで、直近5年間の全国平均値を上回っている。

(6) 南多摩交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、令和2年1月20日付で同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

4. 以上のように、南多摩交通圏については、平成30年度の輸送実績等では、取組による事業環境の改善が認められず、早期の指定解除に向けて、今後も取組を安定的に継続して実施する必要があると認められる。

このため、国土交通大臣が南多摩交通圏について、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって令和元年7月1日から令和4年6月30日までの間、特定地域の指定の期限を延長することは、適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回、当初の指定期限の末日の翌日にさかのぼって指定の期限を延長した特定地域において、早期の指定解除が実現できるように、タクシーに係る各種指標等の改善状況を適時把握するとともに、事業環境の改善に向け、特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組状況並びにそれに対する利用者の評価の把握に努め、こうした取組が滞っている場合には、協議会に対して指導・監督していただきたい。

特に、特定地域の協議会関係者が、特定地域の指定は例外的な措置であり、その延長は原則一回限りであるとの理解の下、適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組を確実に実施していくことが求められているとの認識を改めて持ち、日車営収や実働実車率の改善状況が芳しくない場合には、協議会において自ら要因分析を行い、必要な対策を議論し、地域全体でこれら指標の改善に向けた取組を行うよう、協議会を指導・監督していただきたい。

これらの点を踏まえ、毎年、タクシーに係る各種指標等が出た際に当審議会に報告していただきたい。

さらに、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

2. 国土交通大臣は、特定地域の指定が解除された後においても、事業環境が再び悪化しないように、引き続き適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組を実施するよう、継続的に協議会を指導・監督していただきたい。